

開局時間のご案内

保険
薬局

月～金 9:00～18:00

土 8:30～12:30

日・祝日 休み

■ 夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～ | 土曜日13:00～ | 1月2～3日、12月29～31日は休日扱い

■ 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 | 平日18:00～22:00 | 土曜12:30～22:00 | 共通 6:00～8:00

深夜加算 | 22:00～6:00 休日加算 | 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月3日）

緊急連絡先（転送電話） 0558-73-2345



開局時間のご案内

月-金 9:00-18:00

土 8:30-12:30

日・祝日 休み

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。



日頃からご利用いただいている皆様、および近隣の皆様へ、お薬の相談や健康チェックを承ります。どうぞお気軽にお越しください。

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

保険薬局

夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで
(営業時間延長の場合のみ)

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30-22:00 6:00-8:00

深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日

年未年始 (12月30日-翌年1月3日)



当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。

近隣連携薬局

うさぎ薬局中伊豆店 0558-79-3230

伊豆市下白岩 8 5 - 1

うさぎ薬局大仁店 0558-75-5520

伊豆の国市吉田 3 5 4 - 4

うさぎ薬局 修善寺店 緊急連絡先 (転送電話) 0558-73-2345

薬局の管理および運営は以下のとおりです



管理薬剤師

勤務する薬剤師（処方せん調剤・
保管・陳列・販売・情報提供・相談）



許可区分 | 薬局



開設者

有限会社修善寺薬局
代表取締役加治亜世



取り扱う一般用 医薬品

要指導医薬品 | 第1類医薬品
指定第2類医薬品
第2類医薬品 | 第3類医薬品



営業時間

9:00～18:00（月～金）

8:30～12:30（土）

休日：日・祝・年末年始

医薬品の購入および譲受のお申し込みは、上記の営業時間内に承ります。

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応 0558-73-2345



薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証（別掲）
を参照



薬剤師

白衣：名札に氏名
及び「薬剤師」



登録販売者

制服：名札に氏名及び「登録
販売者」



その他の勤務者

制服：名札に氏名及び「事務」

許可番号 東保 A 第 1-101 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏名（法人にあつては、名称）

有限会社修善寺薬局

薬局の名称

うさぎ薬局修善寺店

薬局の所在地

静岡県伊豆市小立野 9 0 - 1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第 4 条第 1 項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを
証明する。

令和 5 年 6 月 29 日

静岡県東部保健所長

鉄 治



有効期間 令和 5 年 7 月 3 日 から
令和 11 年 7 月 2 日 まで

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%超の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。



医薬品備蓄

1200品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。

全国どこの医療機関の処方せんでも対応しています。

医薬品の販売方法および副作用被害救済制度のご案内

薬局製造 医薬品

薬局製造製剤は、薬局で製造し直接販売・授与する医薬品です。販売時には**薬剤師**による対面での情報提供が必須であり、鍵付きまたは手に取れない場所に陳列し、書面等で適正使用の説明が義務付けられています。

要指導 医薬品

医療用から移行した特に注意が必要な医薬品です。『要指導医薬品』と表示され、手に取れない場所に陳列しています。ご購入時は**薬剤師**が書面で対面説明・販売します。

第1類 医薬品

使用に特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で説明し、対面販売します。商品は直接触れられない場所に陳列されており、外箱には『第1類医薬品』と四角枠で表示されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品、特に指定第2類は注意が必要です。相談カウンター近く（7m以内）に陳列。使用前に「してはいけないこと」を確認し、**薬剤師**または**登録販売者**にご相談ください。外箱には第2類、指定第2類ともに『2』を○または□で囲んで表示しています。

第3類 医薬品

比較的安全性の高い一般用医薬品です（要指導、第1類・第2類以外）。**薬剤師**または**登録販売者**が情報提供のうえ販売。商品は直接ご覧いただけます。外箱には四角枠で「第3類医薬品」と表示。

指定濫用防止 医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

健康被害 救済制度

医薬品の副作用による健康被害救済制度があります。

安全使用のため症状等をお伺いすることがあります。個人情報、個人情報保護法等に基づき適切に管理し、安全使用以外の目的で利用しません。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 0120-149-931

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会 | 054-203-2023 静岡県衛生薬務課 | 055-920-2107

個人情報保護方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインを遵守し、質の高いサービスを提供するため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底いたします。個人情報の適正な取り扱いを確保するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令およびガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理に関するルールを定め、全従業員へ遵守を徹底します。
- 適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止に努めます。
- 個人情報の取り扱い状況を定期的に確認し、継続的に改善します。
- 個人情報を取得する際は利用目的を明示し、その目的の範囲内で利用します。ただし、あらかじめご本人の同意を得ている場合や、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する際は、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を取り扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整備し、迅速に対応します。

また、以下の事項についてご本人からお申し出があった場合は、適切かつ迅速に対応いたします。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報の漏洩、滅失、毀損が発生した、またはその可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取り扱いに関するご相談やお問い合わせ

個人情報取り扱いについて

当薬局では、適切なサービス提供のため、個人情報を厳重に管理・保護しております。取り扱いに関するご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【個人情報の利用目的】 当薬局は、取得した個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供および業務改善のための基本情報の収集
- 安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携および照会への回答
- 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会・回答など）
- 薬剤師賠償責任保険等に関する保険会社や弁護士等への相談・届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌等への発表・報告（原則として匿名化し、困難な場合は事前に同意を取得します）
- その他、個別に利用目的を明示した場合における、当該目的の達成

【業務外部委託について】 業務の一部を外部委託する際は、十分な保護水準を満たす委託先を選定し、適切に監督いたします。

【第三者への開示・提供について】 お預かりした個人情報は、以下の場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。

- 患者様ご本人の同意をいただいた場合
- 当薬局と秘密保持契約を締結している業務委託先に対し、必要な範囲で開示する場合
- 法令に基づき開示・提供を求められた場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。患者様にお薬を安全にご使用いただくため、当薬局では薬剤服用歴（お薬の使用履歴）を活用しております。この記録に基づき、適切な服用方法や市販薬との相互作用をご説明し、内容を記録いたします。

※個人情報、当薬局の保護方針に基づき厳重に管理しております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでご相談ください。



調剤基本料	1	・ ・ ・ ・ ・	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	3	・	67点
電子的調剤情報連携体制整備加算		・ ・ ・	8点
連携強化加算		・ ・ ・ ・ ・	5点
在宅薬学総合体制加算	1	・ ・ ・ ・ ・	30点
調剤ベースアップ評価料		・ ・ ・ ・ ・	4点
調剤物価対応料		・ ・ ・ ・ ・	1点

領収書とともに「調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料発行しております。ご不要な場合は事前にお申し出ください。 ※公費負担医療等で自己負担がない方への発行も義務付けられております。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。〔処方箋受付月1,800回以下（グループで月3万5000回超）／医薬品取引妥結率5割超／特定医療機関との賃貸借関係なし／後発医薬品調剤割合85%以上／非常時対応連携体制整備済〕／集中率85%以下

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中度70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中度85%超 (ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象) ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ)・月3.5万回超～40万回以下、集中度85%超 ロ)・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ)・月40万回超、集中度85%超 ニ)・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ホ)・月40万回超、集中度85%以下	イ) 25点 ロ) 20点 ハ) 37点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）&集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の揭示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算 2		同加算 1 の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 237点） 79点（15歳未満 147点） 69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第 2 節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、28日分以上 60点
① 内服薬			10点
② 内服薬以外			
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 3か月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者	(○)	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ) 3か月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ) イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患者を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2		複数の医療機関から内服薬 6 種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）、 保険薬剤師1人につき週40回まで	650点 320点 290点
② 単一建物患者 2～9人			
③ 単一建物患者 10人以上			
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点
② ①以外			
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者 1 人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）	“	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の選減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%

当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオ後続品やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

ジェネリック医薬品		バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

在宅訪問服薬指導に関するご案内



在宅療養中で通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期間のみのご利用も可能です。ご希望の際は、まずはお気軽にご相談ください。ご利用にあたっては医師の指示が必要となるため、当薬局より確認・調整を行うことも可能です。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518 単位/回



同一建物居住者

379 単位/回（2～9人）

342 単位/回（10人以上）

1単位=10円（例：10単位の場合、1割負担で10円、3割負担で30円）。自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点/回



同一建物居住者

320 点/回（2～9人）

290 点/回（10人以上）

1点=10円（例：10点の場合、1割負担で10円、3割負担で30円）。自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局修善寺店 管理薬剤師
静岡県知事指定介護保険事業所 第2240310256号

TEL 0558-73-2345
FAX 0558-74-3900
緊急時→転送電話（24時間対応）

指定居宅療養管理指導事業者 指定介護予防居宅療養管理指導事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条

1. うさぎ薬局修善寺店（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、うさぎ薬局修善寺店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、うさぎ薬局修善寺店の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

2. 通常、月曜日から金曜日の午前9：00～午後18：00、土曜日の午前8：30～午後12：30とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、伊豆市・伊豆の国市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、徴収しない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. うさぎ薬局修善寺店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、うさぎ薬局修善寺店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年4月1日より施行する。

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 (介護予防)居宅療養管理指導のサービスに係わる重要事項等説明書

(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいてご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	うさぎ薬局 修善寺店（静岡県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	静岡県伊豆市小立野90-1
指定番号	静岡県指定2240310256
電話番号	0558-73-2345

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づきうさぎ薬局 修善寺店の薬剤師が適正な(介護予防)居宅療養管理指導を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

【(介護予防)居宅療養管理指導サービス】	
①	当事業所の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
②	もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	3名	・常勤者(3名) 勤務時間 (月～金) 9:00～18:00 (土) 8:30～12:30
事務員	5名	・常勤者(2名) 非常勤(3名) 勤務時間 (月～金) 8:30～18:00 (土) 8:30～12:30

5. 担当薬剤師

【担当薬剤師は、以下の通りです。】

担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に白衣を着用し名札をつけています。
必要な時は名札をご確認してください。
- ② 当事業者は、担当薬剤師が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 営業時間

当事業所の通常の営業日は、次の通りです。

- ① 営業日 月～土曜日。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
- ② 営業時間 9:00～18:00 (月～金曜日)、8:30～12:30(土曜日)

7. 緊急時の対応など

- ① 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

【サービスの利用料は、下記の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

A、在宅利用者の場合

① (介護予防)居宅療養管理指導サービス費として

単一建物居住者が一人の場合

・1回あたり 650円 (月4回まで)

※末期悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている利用者については、月8回まで

② 単一建物居住者が二人以上九人以下の場合

・1回あたり 320円

③ 上記以外の場合

・1回あたり 290円

④ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回あたり 100円

B、居宅系施設に入居している利用者の場合

① (介護予防)居宅療養管理指導サービス費として

単一建物居住者が一人の場合

・1回あたり 518円 (月4回まで)

※末期悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている利用者については、月8回まで

② 単一建物居住者が二人以上九人以下の場合

・1回あたり 379円

③ 上記以外の場合

・1回あたり 342円

④ オンライン服薬指導を行った場合(月1回限り。加算は算定不可) 45円

⑤ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回あたり 100円

* 上記の他、医療保険での調剤費と薬代はご負担となります。

9. 苦情申し立て窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連絡先: 0558-73-2345

②

- (乙) 当事業者は、甲1に対する(介護予防)居宅療養管理指導サービスの提供に当たり、甲1、甲2に対して、契約書と重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項等を説明いたしました。
また、個人情報の第三者への提供に関する上記の内容を説明いたしました。

(乙)(介護予防)居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 静岡県伊豆市小立野90-1

名称 うさぎ薬局 修善寺店

- (甲) 私は、契約書と重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け同意いたします。また、個人情報の第三者への提供に関する上記の内容に同意いたします。

年 月 日

(甲1) 利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(甲2) 代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

所在地 静岡県伊豆市小立野90-1

名称 うさぎ薬局 修善寺店

事業所番号 2240310256

無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養輸液や抗悪性腫瘍剤、麻薬等の注射剤に対し、無菌室やクリーンベンチ、安全キャビネットを備えた高度な無菌環境下で調剤を行っております。専用の器具を用い、厳格な管理のもと安全に調剤いたします。

（無菌調剤室室共同利用：うさぎ薬局広野店設置）

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください

お薬がたくさんあって
間違えそうになる

専任の薬剤師が
あなたの薬を管理

いろんな
病院で薬を
もらっている



こんなこと
医師にいても
いいのかなあ…



いつでも
相談OK

当薬局では「かかりつけ薬剤師」を指名することが可能です。同意書へのご署名により、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験（保険薬剤師）を有し、週31時間以上勤務する薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

健康サポート薬局



健康サポート薬局

地域に密着した健康情報の拠点として、医療用医薬品、一般用医薬品、健康食品に関する情報提供や健康相談を行います。

お薬をまるごと把握し、医療機関と連携することで、皆さまの健康を守ります。24時間対応や在宅対応もいたしますので、お気軽にご相談ください。

 おくすり相談

栄養相談 

健康食品相談 

 スキンケア相談



禁煙相談 

労災保険
指定薬局

生活保護法指定

取扱い公費負担医療

- 生活保護法：医療扶助
- 障害者総合支援法：自立支援医療（精神通院・更生・育成医療）
- 児童福祉法：小児慢性特定疾病医療支援、小児慢性特定疾患治療研究事業
- 難病の患者に対する医療等に関する法律：特定医療費（指定難病）
- 感染症法：結核患者の適正医療、第一種・第二種感染症等
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律：認定疾病医療、一般疾病医療費
- 母子保健法：養育医療
- 戦傷病者特別援護法：療養の給付、更生医療
- 石綿による健康被害の救済に関する法律：医療費の支給
- その他：特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、健康保険（療養の給付）の対象とならない以下の項目につきましては、実費でのご負担をお願いしております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

薬剤の容器代



点眼容器 50円
水剤容器 50円
軟膏容器 50円
その他 50円

患者希望による一包化



7日ごとに
340円
(最大2400円)

長期収載品の選定療養



先発医薬品（長期収載品）をご希望の場合や時間外への対応（緊急時を除く）には、通常の自己負担に加え「選定療養費」がかかります。詳細はスタッフまでお尋ねください。

患者さん希望による 甘味料などの添加



1日分につき
実費

患者さん宅への薬の持参 料・在宅医療の交通費



距離に応じて実費

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分
1500円

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

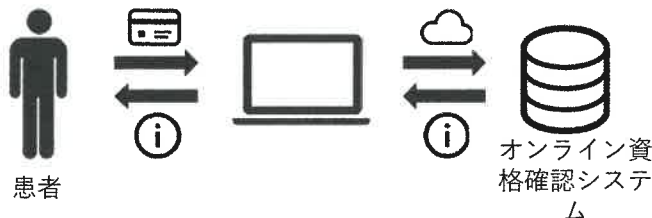
マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報は、保険情報の照会のみで使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

電子処方せんの活用

電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。

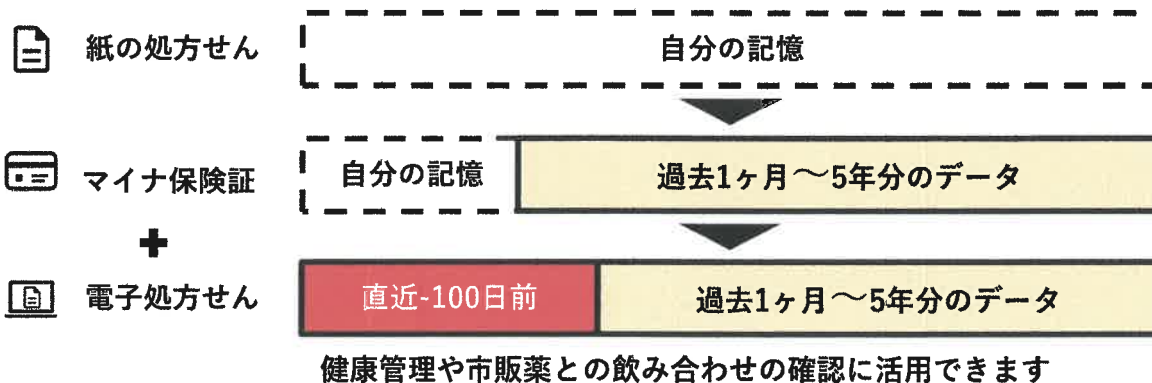


医師・医療機関 管理サービス 薬剤師・薬局

↓ マイナポータル

患者 ※マイナナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

マイナナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



先発医薬品をご希望の患者さんへ

お薬の自己負担（長期収載品の選定療養）についてのご案内



長期収載品の選定療養ってなに？

先発医薬品を希望された際、価格差の一部（＋税）をご負担いただく制度です。

医療保険財政の改善目的であり、薬局の収入にはなりません。（薬剤料以外の費用は変更なし）

※医療上の理由や供給不足の品目は対象外です。

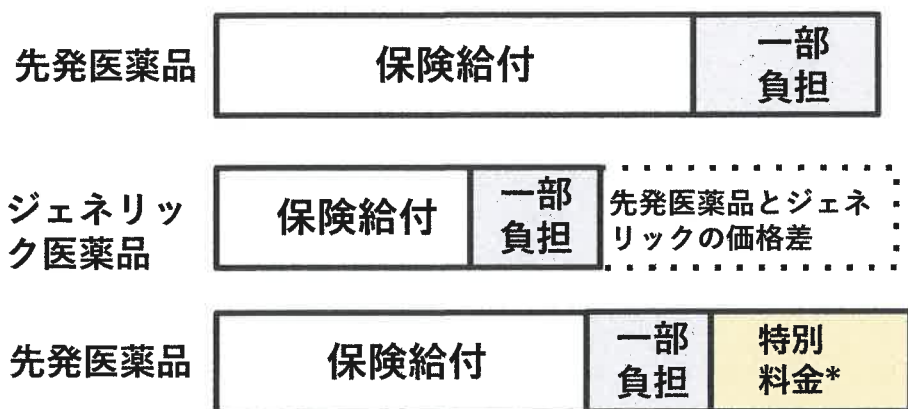
※生活保護の方は医師の指示がない限り原則ジェネリックとなります。



どのくらい高くなるの？

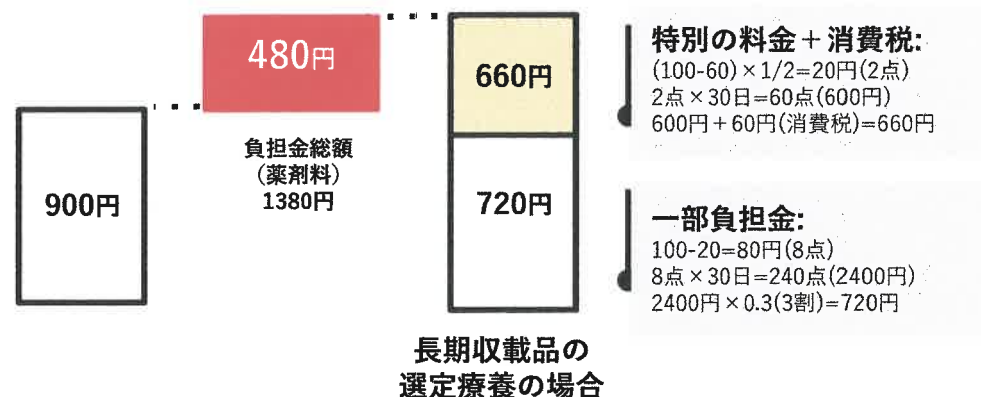
先発薬を希望されると、ジェネリックとの差額の2分の1（＋税）が特別料金として加算されます。例えば差額が40円なら、20円＋消費税が上乗せされるイメージです。負担割合等により正確な金額は異なりますので、詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

先発医薬品（1錠100円）、ジェネリック（1錠60円）
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



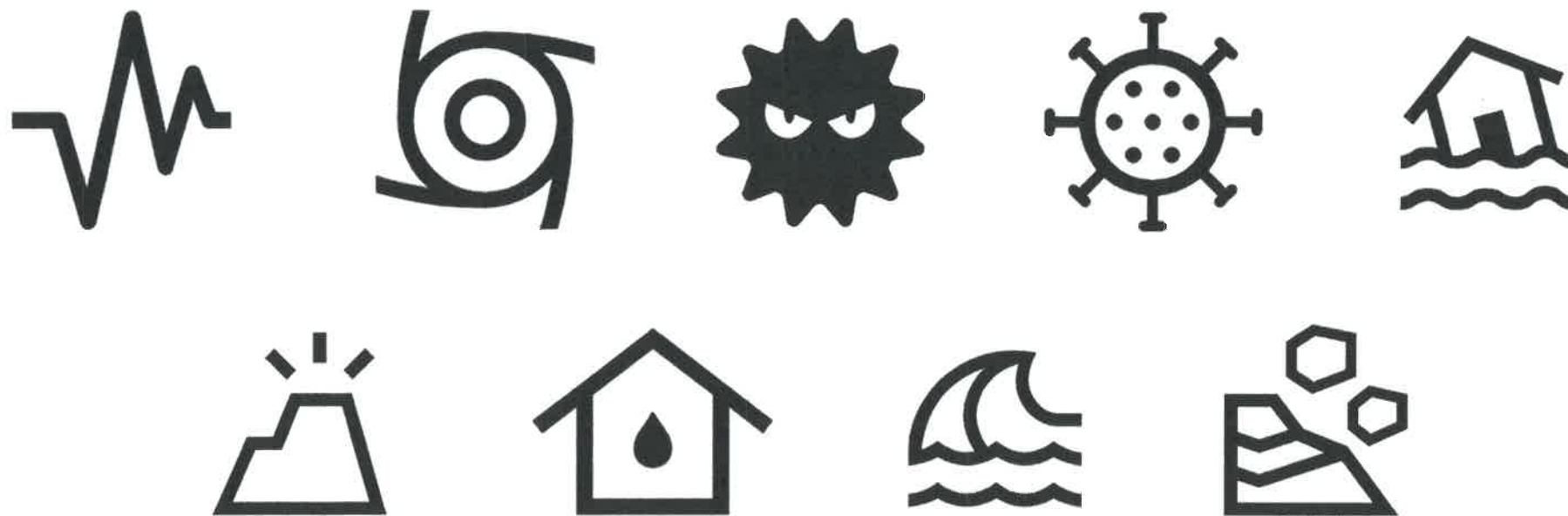
*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の2分の1。さらに消費税が追加されます。

患者負担の総額



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています

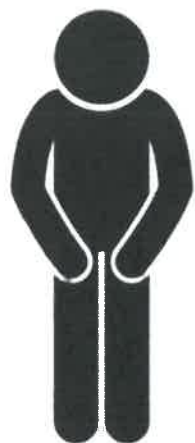


当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

医薬品の供給に関するお願い

現在、全国的に多くのお薬が手に入りにくい状況が長期化しております。これは一部の製薬会社における製造トラブルに加え、流通面での課題や、国の供給安定化に向けた対策が十分に追いついていないことなど、構造的な問題が主な原因となっております。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。

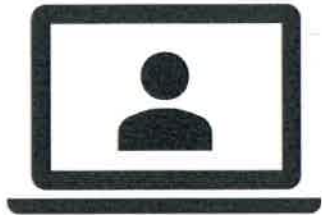


- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整が生じた際、処方医への確認を行うため、お薬のお渡しまでにお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

医薬品の安定供給のため、地域の薬局間での在庫融通および、医療機関との積極的な情報共有を実施しております。

オンライン服薬指導のご案内



当薬局では、ご自宅にしながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。



ご予約・実施時間（事前予約制）

平日 9:00～18:00
土曜 8:30～12:30（日祝休）

予約 | アプリ「KAITOS」、公式LINE、またはお電話にて



ご利用可能な通信方法

専用アプリ | 「KAITOS」「LINE」
PCブラウザ | Chrome、Edge、Safari

※設定方法はスタッフがお手伝いします。



お薬の配送方法・配送料

配送 | ヤマト運輸（最短で翌日～翌々日にお届け）
送料 | 配送業者の既定の値段
※クール便は別途追加



お支払い方法（お薬代＋配送料）

代金引換（手数料あり）
銀行振込（振込手数料はお客様負担）

薬局スタッフまで、お気軽におたずねください

許可番号 東保 A 第 11-328 号

高度管理医療機器等販売業許可証

氏名（法人にあつては、名称）

有限会社修善寺薬局

営業所の名称

うさぎ薬局修善寺店

営業所の所在地

静岡県伊豆市小立野 9 0 - 1

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第 39 条第 1 項の規定により、高度管理医療機器等の販売業の許
可を受けた者であることを証明する。

令和 7 年 4 月 7 日

静岡県東部保健所長

鉄 治



有効期間 令和 7 年 4 月 25 日 から

令和 13 年 4 月 24 日 まで